

第1回江坂大池留守家庭児童育成室運営業務委託に係る保護者説明会 要旨

【開催日時】

令和4年12月4日（日） 午前10時00分～午前11時30分

【市出席者】

堀 地域教育部次長、坪野 放課後子ども育成室参事、中村 同参事、
山下 同主幹、黒木 同主査

1 【運営業務委託の概要説明】

留守家庭児童育成室の運営を民間委託する目的として、対象学年を年次的に拡大し、6年生までを対象とすること、開室時間の延長等、社会的ニーズに対応することがあります。これは、吹田市子ども・子育て支援事業計画において掲げている推進方策で、多様なニーズや地域の実情に応じた質の高い保育の提供、充実のために取組を推進しているものです。

現状につきましては、平成29年度に対象学年を4年生まで拡大したものの、想定を超える利用児童数の増加に伴い、配置する指導員が不足し、待機児童が生じる状態であり、当分の間は、4年生までの受入れと安定した育成室の運営に専念することとしています。

開室時間の延長については、令和3年度をもって市内全36育成室の内、12か所の運営業務を委託し、指導員を確保するとともに、委託育成室におきましては、午後7時までの開室時間の延長を実現しているところです。

更に民間委託を進める必要性についてですが、保護者の方々の就労支援の観点等から待機児童を発生させないことを念頭に、増加している入室児童を受け入れるための指導員の確保を目的としているものです。

指導員の確保につきましては、年6回の採用試験を行い、ハローワーク等への求人登録や有料広告媒体の活用、人材紹介サービスの活用等も行いましたが、毎年度、転職や引越などの理由で退職者がいますので、指導員の欠員解消には至っていません。

一方で、指導員の確保策の一つである運営委託による効果は、12か所の育成室の運営業務委託によって、指導員59人分の確保と同じ効果を生んでいます。

しかしながら、増加している入室児童数に対して、現状でもなお直営育成室においては、50人以上の指導員の欠員状況にあり、待機児童を最小限に抑えるためにも、次の方策を進めていく必要があると考えています。現在の指導員数は97人で、令和5年度以降、毎年2か所ずつ運営業務委託を進めることによって、仮に現状の指導員数で

推移したとしても、令和8年度の入室児童数の見込みに対する必要な指導員数は98人となり、欠員の解消が見込めることとなります。

これは、現在見込んでいる児童数であるため、今後変動する可能性はあります。それによって業務委託を進める育成室数についても前後する可能性はありますが、まずは、毎年2か所の育成室の運営業務委託を進め、4年間、令和8年度までで、8か所の運営業務委託を進めてまいります。

次に、民間委託の効果について、令和3年4月の時点で、12育成室の運営業務を委託しており、教室数の総数が39、入室児童数が1,420人で、その運営に伴う必要な指導員数は59人、補助員や要配慮児童に係る加配配置人数も含めると107人分の職員確保と同じ効果となっています。

続いて、社会的ニーズへの対応ですが、延長保育時間については、午後6時30分から30分長い午後7時までとしており、また、夏休みなどの長期休業期間中の開室を午前8時30分から午前8時とするモデル事業を、職員配置が可能な7か所の委託育成室で実施しているところで、令和5年度に運営事業者を募集する予定の江坂大池育成室では、長期休業期間中には午前8時からの開室を公募の条件とする予定です。

続いて、委託事業者が独自で実施している事業の一例を紹介します。昼食提供等について、保護者の方々の支援の一環で、長期休業中に週1回、また、始業式や終業式などの短縮授業の日に、お弁当やカレー、サンドイッチなどを配達してもらい昼食提供している育成室や、ご飯などの主食とレトルト食品を児童が持参して、職員がそのレトルト食品を湯煎している育成室、令和4年度の夏休みからは希望する家庭に対して配達弁当の手配を行っている育成室もあります。また、過去に実施されていたものやコロナ禍で中止になっているものも含まれますが、英語レッスンやそろばん教室、留学生との交流や事業者が所有する施設を活用した読み聞かせやカラオケ大会など事業者独自の取組も行われており、これらの取組はサービスの向上につながっているものと分析、評価しているところです。

では、民間委託すれば一体何が変わるかというところで、実施主体につきましては、直営でも委託でも吹田市となります。運営のみを委託しますので、運営主体はそれぞれ市と事業者に分かれます。民営化ではなく民間事業者への業務の委託となりますので、吹田市が作成する仕様書に基づいた運営をしてまいります。指導員の配置や業務内容、安全衛生管理、事故発生時の対応など仕様書に明記しており、基本的には直営と同様の保育内容で運営します。配慮が必要な児童への加配数も引き続き市が決定し、巡回につきましても、引き続き市のスーパーバイザーが状況確認し、必要に応じてアドバイスを行ってまいります。また、今まで実施してきた取組やイベントなどを含めて、まずは直営の内容をそのまま引き継ぐようお願いしています。

使用料の徴収については、直営、委託ともに今までどおり市が行いますので、金額や支払方法の変更はありませんが、おやつ提供やおやつ代の徴収については、委託

事業者が実施することとなり、提供するおやつの種類や量など、保護者の方々のニーズに合わせて対応ができるようになります。金額は今の月2,000円の水準でお願いすることとなり、お支払いは保護者様と事業者とで直接のやり取りとなります。また、おやつ代の徴収と合わせて、これまで保護者会が集金していた教材費、けん玉やクッキングの食材費などの徴収も事業者にしていただくこともでき、保護者会の負担軽減にもつながると考えています。

空調設備の修繕などの施設管理や警備関係の契約、児童が怪我をしたときの賠償責任や傷害保険などは引き続き市で行います。怪我の緊急対応は委託事業者が行いますが、市にも連絡が入りますし、怪我の補償などの最終責任は実施責任者である吹田市となります。

開室時間については、延長保育は午後7時まで、夏休み等の長期休業期間中の開室開始時間は午前8時からを公募の条件として、開室時間を延長する予定です。なお、直営の育成室につきましては、指導員の欠員が続いており、開室時間延長に伴う安定した職員配置ができないため実施できていない状況です。

続いて、委託している育成室の運営状況の評価について、先ほど説明しましたように実施責任は吹田市となりますので、育成室の運営状況を把握し、必要に応じて指導や改善を求めていくこととなります。市では、月例及び年次報告や市職員による巡回、保護者アンケートなどから毎年度評価を行っており、市のホームページに公表しています。評価の方法ですが、委託事業者との当初の契約期間は3年間であり、委託開始1年目については学期ごとの計3回、2年目は1学期終わりと年度末の計2回、3年目は年度末1回の保護者アンケートを行っています。また、市職員による現場確認や巡回報告、保護者アンケートの結果等を踏まえて市による評価を行い、3年目については、後ほど御説明させていただきますが、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会という第三者で構成された附属機関による契約更新の有無を踏まえた評価をします。

その附属機関において、契約書や仕様書の履行状況、事業目的を踏まえた保育や運営状況について、判定基準を超える評価となれば、再度5年間の契約更新となり、以降は、年1回の保護者アンケートと最終年度には附属機関による評価をしていきます。

アンケートの項目やその他の育成室のアンケート結果などについては、本市ホームページ内の放課後子ども育成室のページで御覧いただくことができます。

次に、なぜ江坂大池育成室が対象となったのかということですが、業務委託する育成室の選定に当たっては、次の4つの指標で選定をしています。1点目は、令和6年度以降に、3教室以上での運営が見込まれており、指導員の欠員解消に一定の効果があることです。これは、早期の指導員の欠員解消を目指すためには、1教室しかない育成室を業務委託しても効果としては薄いと考えており、ある程度の規模の育成室を選定する必要があるためこの指標を設けています。

江坂大池育成室については、令和6年度以降の入室児童数の見込みでは、3教室での運営を予定しています。現在、建設が進められている小学校の複合校舎においては、育成室は2教室が新たに整備される予定となっています。令和5年度中には旧育成室と新育成室合わせて3教室での運営となり、入室児童数の見込みは95人となっています。

2点目、運営する教室が確保できており、安定した運営ができることです。安定した運営を行うために、将来的に教室確保の見通しが立っていることを指標としています。江坂大池育成室については、建設中の新校舎が完成しますと、3教室を確保した運営を行う準備が整っています。

3点目、運営を委託した後に、教室数の大幅な増減を伴う入室児童数の変動や、現時点で運営する教室が不確定でないことです。教室数が増減するほどの入室児童数の大幅な増減があると、事業者の雇用の面で負担がかかることとなります。また、小学校の児童数増加による普通教室の増加に伴い、育成室として使用する教室がたびたび変更となると、安定的な保育が継続して提供できなくなるため、この指標を設けています。江坂大池育成室におきましては、入室児童数が増える見込みですが、育成室として使用する教室の見込みはあり、現時点では、運営する教室が不確定といった状況ではありません。

4点目、公共交通の利便性が良く、社会福祉法人を含む、幅広い事業者の応募が期待できる立地であることです。駅近であることは求人する上で非常に好条件であり、職員を募集すれば需要も高く、良い人材を選んできて採用できることから、幅広く、より多くの事業者からの応募を見込んで、より良い事業者を選定するための指標です。

江坂大池育成室は、御堂筋線沿いにあり江坂駅からも近く、交通の利便性が良いことから、複数の事業者からの応募を見込んでいます。

以上4点の選定基準を満たしている、江坂大池育成室を選定しました。

これからの進め方で、スケジュールの案として、本日の第1回説明会の後、年明けの1月下旬から2月頃に2回目の説明会を開催したいと考えています。次の説明会では、事業者の公募に関する募集要領や業務仕様書の案についての御説明と、本日この後お時間を設けています質疑において出た御質問に対する回答などを予定しています。

なお、委託事業者の選定に当たっては、令和5年度の4月から7月頃にかけて事業者を公募、選定しまして、8月頃には事業者の御紹介をさせていただきたいと考えています。その後、10月以降に引継保育の開始を検討しており、令和6年4月から運営業務委託を開始することを予定しています。

令和2年度までの進め方から変更した点としまして、まず、これまでは8月頃に委託候補とする育成室を決定し、半年間で事業者の公募から選定、引継保育を行い、翌年の4月には運営業務委託を開始していただきました。順に一つずつ御説明させていただきます。

ます。

一つ目、より良い事業者を選定できるよう、多くの事業者が応募しやすい時期に公募します。多くの法人が翌年度以降の事業を計画するには1年前ぐらいから計画を立てることが基本であることから、委託を開始する前年度当初から公募を開始するものです。

二つ目、委託事業者を早く決定することで、余裕を持った求人、指導員確保が可能となります。一つ目と同様に、事業者が前年度の早い段階から計画を立てることで、求人についても余裕を持って行うことができ、必要な指導員を確実に確保し、より良い人材を採用することができると考えています。

三つ目、引継保育期間を最大6か月とすることを検討しています。

事業者の決定を早期に行うことで、新しい指導員が保護者の方々、お子様と信頼関係を徐々に構築していきながら引継保育を実施することができるものと考えています。

次に、どのように事業者を選定するのかについてですが、吹田市立留守家庭児童育成室運營業務委託事業者選定等委員会という附属機関で、委員構成は、学識経験者として2名以内、教育関係者又は児童福祉関係者として1名以内、公認会計士等の会計に関して知識、経験を有する者として1名以内、吹田市立小学校の校長として1名以内の計5名で構成されています。

また、特別委員としまして、委託予定の育成室の保護者の方2名以内の参画をお願いしています。来年の4月下旬から5月頃に調整をさせていただく予定です。

最後に、公募につきましては、令和5年4月から5月にかけて事業者を募集する予定です。経験不足によって運営が立ち行かないことを防ぐために応募できる事業者の条件を設けており、保育所や認定こども園、幼稚園など児童の保育又は教育の分野に係る事業、放課後児童クラブや一時預かり事業など児童の福祉や健全育成又は子育て支援の分野に係る事業、青少年活動団体などの青少年教育施設等における青少年活動の分野に係る事業の運営実績がある法人としています。

一次審査につきましては、6月～7月頃に応募事業者から提出のあった書類をもって審議を行い、各委員に採点していただきます。

二次審査につきましては、7月頃に事業者によるプレゼンテーション、各委員から事業者へのヒアリングを行い、各委員に採点していただきます。

その後、7月から8月頃に事業者が決定するスケジュールを予定しています。

特別委員となられる保護者の方は、一次審査と二次審査に参画していただくこととなり、応募書類の確認や審査していただく上で、応募事業者数によっては長時間の従事も予想されます。

2 【事前質問への回答】

配付資料のとおり

3 【質疑応答】

保護者：本日の説明を聞いて、市も人材確保のためにいろいろと取り組まれていると思いますが、なぜ市には難しく民間事業者には可能なのでしょうか。市と民間事業者での求人方法の違いや民間事業者が人材確保できる理由を教えてください。その上でなぜ市ではそれができないのか教えてください。

吹田市：全国的な人材不足というのは市も民間事業者も変わらないというのは事実ですが、市では職種を限定することになるため、午後1時から午後6時30分までのパートタイムの勤務となります。一方で民間事業者では、例えば、保育園や幼稚園を経営している事業者であれば、午前中に保育園や幼稚園で勤務して、午後から育成室で勤務することによって、フルタイムで採用される事業者もあります。また、公務員では適用除外の変形労働時間制というものも導入することで、臨機応変な雇用形態が実現できると考えています。

保護者：5、6年生について長期休業期間だけでも預かっていただけたら助かりますが、今後そういったことは考えていただけますか。

吹田市：夏休み等の学校の長期休業期間のみの利用については、保護者アンケート等を通して保護者ニーズが高いことは理解していますが、現在の枠組みでは基本的には年間を通して利用される方を基本としていますので、まずは現在の枠組みの運営を安定させてから次の課題に取り組めればと思っています。

保護者：民間委託後の1教室当たりの児童数の上限は設定されるのでしょうか。

吹田市：各育成室の定員は市で決定しますので、直営・委託にかかわらず40名を基本とし、弾力運用として45名までを1教室当たりの人数としています。

保護者：民間委託になるということで、予算は直営と同じように組まれていくのでしょうか。委託業務の決算書を拝見した時に、収入と支出がイコールであることが望ましいところ、事業者の中には収支が大きくプラスで出ている事業者があり、市が基準としている人件費80%に満たない事業者がありました。その辺りの支出状況が改善されなければ契約解除されることになるのでしょうか。どこまで市は審査しているのでしょうか。

吹田市：直営と委託で予算は同じなのかについてですが、直営育成室の運営費用については、指導員の人件費やその他の事務費がかかってきます。一方で委託育成室の運営費用については、業務委託契約に基づいて仕様書の内容を問題なく履行していただければ、決められた委託料をお支払いするという形になっています。質問の中でありました80%という基準については、事業者を選定する際に、適正な人員を確保するために必要な人件費の設定になっているかを確

認するための項目としていますので、実際に運営してから必要な人件費と必ずしも一致しないと考えています。実態として、おおむねに人件費80%という基準をクリアしている事業者も多いです。確かに一部では、事業者選定時の人件費80%に満たない事業者もありますが、それをもって直ちに保育の質が悪いとは考えていません。様々な事情があると思いますが、例えば、運営する教室数が増加している育成室では、急に多くの人材を確保しなければならないため、どうしても若い職員が増えてしまうことなど、それぞれの事情に応じて仕様書に基づき実施していただいています。育成室の評価については、委託料の使い方という数字だけを見るのではなく、保育の内容等の様々な項目をトータルで見えて評価しています。その結果、人件費の割合が低い事業者が必ずしも評価が低いわけではありませので、やはり全体を見て評価していくことが大事だと思っています。

保護者：一点目、6年生まで受け入れることができない理由として、直営育成室の指導員の欠員状況が理由にあります。民間委託によって江坂大池育成室では指導員が確保され教室も確保されるので、6年生まで受け入できるのではないのでしょうか。

二点目、契約解除になった場合や応募事業者が選定されなかった場合は、現在の直営の体制がそのまま継続すると思っいいのでしょうか。

吹田市：一点目について、先ほどの長期休業期間のみの利用と同じになりますが、直営と委託の差という点で、現在では延長保育の時間と長期休業期間中の開室開始時間についてはモデル事業として実施していますが、長期休業期間のみの利用や6年生までの受入れを、委託と直営で差をつけるというのは難しいと考えています。そういった全体に関わるような内容については、直営の人員体制が安定してからの検討事項であると思っています。

二点目については、事業者が選定されなかった場合は、直営での運営が継続することにはなりますが、当然、そうならないようにより良い事業者を幅広く選定していきたいと考えています。

保護者：民間委託育成室も直営も同じ体制をなるべくとっていきたいのはわかりますが、育成室によっては4年生が待機となり利用できないなど、差が出てくるのはある程度仕方ないと思うので、きちんと指導員が確保でき、教室もあるのであれば、5、6年生を受け入れる方法を検討していただきたいと思いました。

保護者：民間委託について、保護者へは説明されましたが、子供にどのように説明をされるのか親として不安です。どのように考えておられますか。

吹田市：お子さんへの説明で大事になるのは引継保育と思っています。新しい委託事業者の指導員も入ってきて、合同保育の中で信頼関係を構築して、スムーズに事業者運営に移行することが良いとは考えています。児童に伝えるタイミン

グについては、現在の指導員との相談や児童の様子を見極めて、保護者の皆様や事業者とも相談しながら決めていけたらと考えています。

保護者：今までと違い最大6か月をかけて引継ぎが行われるということですが、子供のことを一番に考えると、引継期間が長ければ良いということではなく、内容も大事だと思います。引き継ぎにこられる職員は、現在の人数に含まれるのか、現在の先生とプラス同じ人数の先生が来られることになるのでしょうか。

吹田市：引継期間はあくまで直営の運営が続いている状態になりますので、そこに加えて新しい事業者のスタッフが徐々に入ってくるというようなイメージです。

保護者：担任のうち1人は2年以上の実務経験を有するということで、2年というのは水準的に低いのではないかと思います。若い先生だから不安ということではないですが、2年働いてすべてをわかるのかは疑問なのでかなり不安です。その辺り、もう少し求める実務経験年数を上げていただくことはできないのでしょうか。

吹田市：担任のうち1人に求める実務経験を2年以上と説明しましたが、担任とは別に全体を統括するポジションとして主任指導員を配置しますので、どちらかといえば、育成室全体の役割を見る主任指導員が大事であると思っています。各事業者の採用の様子からも、主任指導員の人選については特に慎重に選んでおられると考えています。その上で、担任の2年以上の実務経験というのも求めていますので、あまりそこを厳しくしてしまうと、全国的な人材不足の中で採用が難しい面もありますので、その主任指導員のポジションと、実務経験の一定あるスタッフやパートタイムスタッフ等の様々な人材を組み合わせで運営をしていただいていると考えています。参考までに、委託している育成室の方の経験年数の平均は7年となっており、長い方では20年以上経験されている方もいますので、事業者としても一定そういった経験を持っている方を配置すると考えています。

保護者：今お話をお聞きしていて、やっぱり5、6年生の受入れというニーズはあると思うんですけど、本来の目的も対象を6年生までとすると資料に記載されているので、公募の内容に6年生までの受入対象を含めるのはいかがでしょうか。そもそも、おそらく事業者によってはそういう経営体制ができる事業者も応募してくる可能性もあると思うので、6年生までの受入れを公募内容に記載すべきと思いますが、そこは検討してもらえないでしょうか。

吹田市：先ほどの回答と重なりますが、5、6年生の受入れまでの枠組みは、現時点では対応できないと考えています。吹田市の事業としての留守家庭児童育成室の枠組みは決めていますので、モデル事業でできる範囲と難しい範囲というのがどうしてもありますので、5、6年生の受入れというのは現状の課題が解決してから全体で考えていくことであると考えています。

保護者：でもそれだと、先ほど、待機児童が発生している育成室では4年生を受入れできていない育成室もあると聞きましたが、既にそこら辺の基準が一致していないのであれば、モデルケースとして5、6年生の受入れを公募の内容に記載することはできそうなことだと思います。

吹田市：現在でも配慮が必要な5、6年生の児童については特に必要だということで受け入れています。4年生については市全体として判断し、4年生までの受入れを決めています。繰り返しになりますが、5、6年生については市全体として受け入れるかを整理させていただきたいと考えていますので、強い御要望があることは理解しましたが、今回から受け入れますとは返事はできません。

保護者：民間委託して契約が解除になったことがあるとのことでしたが、その場合は、引継期間もなく新しい事業者に移るのか、それとも直営に戻るのか、過去の事例と今後起きた時の対応について教えてください。

吹田市：過去の事例の際には、委託事業者による運営から直営による運営に戻りました。今後につきましては、過去の事例と同様に、直営での運営に戻ることもありえますし、民間から民間ということも想定されると思いますが、その場合には、直営から民間委託する場合のスケジュールと同様に、最大半年間の引継ぎをもって、新たな事業者を引き継ぐことなどを想定しています。

保護者：今後の検討の参考にいただければと思ってお話しますが、例えば1年生や2年生の保育と、5年生や6年生の保育では質が全然違うと思うんですね。夏休みであれば、例えば、スイミングスクールの事業者に来てもらって水泳教室をしてもらおうとか、学習塾の事業者に来てもらって宿題を見てもらうなど、夏休みだけでも預かってもらえると思うんですけど、そういったことも検討の材料にいただけますでしょうか。

吹田市：留守家庭児童育成室いわゆる学童保育の枠組みとしては、現状では4年生までの受入れとなっており、夏休みだけの利用は難しいところです。今いただいた御意見のように学習塾のような形であったり、お預かりするだけでいうと、本来の留守家庭児童育成室の趣旨とは違ってくると思っています。ただ、市全体として見た場合には、そういった取組は検討する必要があると思っていますので、この場でのお返事にはならないですが、そういったお考えがあるというのには理解しています。

他に質問がなければ、本日の説明会を終了します。

(終了)